近代日本の戒律言説とプラクティス的なるもの

明治中期における釈雲照の十善戒実践論に着目して

亀 Щ 光 明

は じ めに

たし、とりわけ「加持祈祷」などは前近代的な仏教の残存物として 系知識人の言説では、「儀礼」は積極的な語りの対象とならなかつ れる。たしかにこれまで当該分野の先学たちが取り上げてきた仏教 「ビリーフ(教義等の言語化した信念体系)」の重視と、 したような近代日本の宗教概念に無自覚に埋め込まれたとされる しばしば「迷信」と同一視され、 これと付随してしばしば語られるのが、宗教学者の磯前順 近代日本仏教研究において「儀礼」は未開拓の一領域であるとさ 糾弾されてきたのが実情であろう。 その反面とし 一が示

> 後に「近代仏教」という課題に取り組んだ研究者間の関心にも内在 テスタント仏教」という分析概念がしばしば使用されてきた。 に限らない近代仏教の特徴とされ、 が示したように、「教理の合理化」と「呪術的側面の除去」が日本 した二重の問題系が存在するという。さらに仏教学者の末木文美士 の態度は明治以降の仏教を生きた当事者たちの特徴のみならず、 いう諸相である。宗教社会学者の大谷栄一によると、ビリーフ重視 ての「プラクティス(儀礼的実践等の非言語的慣習行為)」の排除と 内面的な信仰を核とする「プロ

行などの実践が今なお継続していることを踏まえれば、 るが、今日でも各寺院は儀礼を中心として営まれており、 かくしてプラクティス面の軽視が語られてきた近代日本仏教であ これを抜き 法要や勤

のである。 b, 僧・釈雲照(一八二七―一九〇九)を対象として、 代の戒律復興運動の「残照」とも称された近代日本を代表する律 は ととなる。やや結論を先取りするならば、 込む形で戒律復興を展開し、 発に模索されるなか、 の「ビリーフ/プラクティス」という見取り図を上書きすべく、 フ」と「プラクティス」 家」を語りの相手として成立したものであり、そこでは「ビリー け通俗的に語っていく。 として雲照は、「心」の働きなどの内面的領域を戒律実践と結びつ にして仏教を語り尽くすことができないのも事実であろう。本論で 一八○四) つの「プラクティス」といえる「戒律」実践を扱う。後述のとお 明治維新以後の仏教界では在家の実践できる仏教の在り方が活 近年の近代日本宗教史研究において広く受け入れられてきたこ そして念仏と対抗した新たな実践の構築と連動しながら、 の唱導した十善戒を掲げた雲照は、 江戸後期の真言僧・慈雲尊者飲光(一七一八 の領域が重なり合いながら構築されていく この彼の営為は後述の如く「儀礼」や その運動は明治中期に隆盛を極めるこ 後述の通り近代の仏教者 「在家」をも巻き 儀礼と並ぶもう 勤 在 歴

雲照の戒律思想を理解するためには、在家教化にむけた実践や教義題となってきたといえる。しかしながら本論が明らかにするように史叙述の一端を占めてきたが、総じて戒律自体の実践そのものが主さらに戦後の近代仏教研究において戒律をめぐる問題は、その歴

あった。 あった。 あった。 あった。 あった。 を深の整備という側面を抜きに語れない。換言すればそこには、 体系の整備という側面を抜きに語れない。換言すればそこには、 体系の整備という側面を抜きに語れない。換言すればそこには、

具体的に本論では、雲照という人物を簡潔に紹介した上で、第二章では『受十善戒作法諺詮』(釈戒本、一八八八年)、『十善戒弁疑』(行書会、一八九〇年)を中心として、雲照が十善戒を在家の儀礼として構築する過程を考察する。その上で次章以降、『十善戒法易行り。 行易行」という語に着目しその言説を分析する。ここで雲照は「念仏」と「戒律」実践を対比させ、どちらがより「易行」であるかという、いささかパラドキシカルな論を展開している。本論ではこのはの営為が有する意味を思想史的コンテキストに位置付けることで彼の営為が有する意味を思想史的コンテキストに位置付けることで近代における戒律言説の行方を跡付けたい。

第一章 釈雲照という人物

園村(現・島根県出雲市東園町)に渡部忠左衛門の四男として生まれ本論が扱う釈雲照は、文政一〇(一八二七)年、出雲国神門郡東

舟

の一人として知られる山岡鉄舟 (一八三六—一八八八)

や官僚

青木貞三(一八五八—一八八九)、

後に東北帝国大学初代総長になる

教

育家の

沢柳政太郎

(一八六五—一九二七)、

そして久邇宮朝

し、以後、長い修行時代に入っている。間院住職・慈雲上人(生没年不詳)の下で真言宗の僧侶として得度聞院住職・慈雲上人(生没年不詳)の下で真言宗の僧侶として得度た。幼名は竹二と言い、天保七(一八三六)年、一○歳のときに多

の交渉のなかで多くの外護者を獲得している。 「三学主義」、「宗派の統一」を主張し、 員長に就任した雲照は以前から唱えていた「戒律による僧風刷新 友の大崎行智 後の一八七九年に高野山大学林の学頭となっている。そして彼は盟 め 動により真言宗内での存在感を増した雲照は、 白書を政府に提出している。 符建白」 に参加したほか、 めに決起する。 な危機が生じると、 に乗り出すこととなる。 また、 た名門の勧修寺の住職に指名されるが、 明 治初年の神仏判然令が引き金となった廃仏毀釈という全仏教 この時期の雲照は後七日御修法再興運動を巡る政府当局 をはじめ、 (一八三九―一八八四)とともに動揺する宗門の改革 このとき雲照は教団連合である諸宗同徳会盟の設立 戒律を中軸にした僧風刷新を掲げる 当時、 戒律主義と皇室と仏教の縁由を説いた数々の 同じく一八七九年、 在野にいた四二歳の雲照は護法運動の 一八七四年、 嚇々たる成果をあげ やがてそれを辞し、 おそらく維新期の改革活 真言宗合同大成会議委 その中には幕末の三 代々皇族が門跡を務 「僧弊 数年 洗官 Ł 建 た 的

> 祇崇拝といった国家主義に正当化されていた。 る十善戒の宣揚を目的とした組織で、 「十善会」とは、 の霊雲寺にて在家教化組織の もおり、 (一八二四―一八九一) と小松宮彰仁 一八八三年一二月 慈雲が提唱した在家・ 彼らの賛助を受けて雲照は、 「十善会」を発足させてい (一八四六—一九〇三) その会の意義は国体護持や神 出家を含めた七衆の戒で る。 0) 東京湯島 両親王

東京の目白台に新長谷寺を創建し、 その頃から十善会の活動も低迷してしまう。 のため目白僧園を設立するなど独自の活動を展開する の雲照は外護者の一人である青木貞三の勧めによって東上し、 ここに雲照が先導した 支持を失い、 の近代化を構想する教学中心派の台頭により雲照の戒律中心主義は しかし一八八四年の真言宗大成会議では、 また翌年には教団も新義・古義派に分立してしまう。 「明治一二年の改革の趣意」 十善会を復興させ、 学問的: 一八八五年五月、 は頓挫し、 仏教による宗門 持戒僧容 失意 また

第二章 十善戒実践の形成――在家儀礼と聖典の創出をコ

ンテキストとして

の大きな課題となっていた。 徒との関係を模索し始める。 ると、日本仏教の諸宗派は、 教者たちは内面化することとなる。 教化政策に動員されると、 四 となった廃仏毀釈はつとに知られるが、その後も新政府により明治 同時に出発点と叙述される。 握」という公的 ことで経済基盤を失い、 (一八七二) 年に教部省が設置され、 ○月には、 (一八七一) 日 本仏教の各宗門にとって維新期 寺請制度が廃止されると、 年一月に寺社の朱印地・黒印地・除地が廃止される 機能を失うなど試練は続く。 四月の戸籍法の制定、 この「教化」を軸とした新たな役割を仏 このとき在家布教法の体系化は、 明治初年における神仏判然令が引き金 「布教」という目的の下、 特に一八七五年に同省が解体す は、 僧侶たちも教導職として国民 一つの受難の時代であると 既成寺院勢力は 廃藩置県の施行 方、 新たな檀信 「人別掌 明 宗門 治 Ŧi.

(一八四五-一九一八)が編集した『洞上在家修証義』はこの過程を 八九七) と総持寺貫主・畔上楳仙 例えば一八八八年に曹洞扶宗会から居士仏教の代表者・大内青巒 徴する 著 作 で あ b, 永 平 · 寺 貫 (一八二五—一九〇一) 主・ 滝谷 琢宗 八三六 が改訂を

> 年に古賀鳴文堂から再版されている。さらに青巒と共に、『明教新 家勤行法則』(原心猛、一八八〇年)であり、その改定版が一八八三 が、 られていく。 呼ばれる体系の整備により、 没頭していくのである。 えるかのように、十善戒の受持者に向けた実践の構築という課題に 勤行の手引書の作成が進められている。 ことからも窺えるように、 言宗在家勤行法則四和讃』(藤井佐兵衛)が一八九〇年に公刊された 雲照が属する真言宗においても例外ではなく、「在家勤行法則」と 刊されることとなる。この在家に向けた実践の案出という課題は、 の発刊にも携わった吉堀慈恭 (一八四四−一八九○) による『真 真言宗初代管長・三條西乗禅(一八四四—一八八八)による『在 仏教学者の佐々木大樹によると、この嚆矢となるもの 真言宗においても在家の檀信徒に向けた 檀信徒との新たな関係への模索が試み そして雲照もまたこれ に応

営為とは異なる枠組みで、 十善戒作法諺詮』 初 た『四威儀小作法』(森江佐七、 を主導し、行・住・坐・臥という四威儀における僧侶の作法を定め 八八〇年代後半に入り宗門から距離を置き始めると、雲照は 期から真言宗の在家布教の体系化に携わっていた。 宗門内に身を置いていた時期の雲照は、 (釈戒本、 在家に向けた十善戒の具体的な実践方法 一八八八年) 一八八二年)を公刊するなど、 を出版し、 宗内の 「安心論 連の真言宗の そして の 統一 明 『受

『曹洞教会修証義』が二年後に公

出家・在家共通の聖典

を定めた手引書の作成と普及に没頭する

して、 でも構わないとするが、 ひ先に出版したる、 組みにおいて「十善戒」を実践すべきかが主題とされるのであり、 十悪を憶念すれば、 で雲照は 要性を背景としていた。 者である『十善戒弁疑』 戒弁疑』 読経をおこなうのも困難な者は という伝統的 てその方式が定められるが、 以下に確認していきたい。 う伝統的な実践と心の働きにおいて「十善」 は一生涯は固より、 「上品・中品・下品」という実践者の機根に合わせ さらに同書では、 「上品」 本章ではこの背景を『受十善戒作法諺詮』(一八八八年)、『十 その結社活動における実践の手引書ともいえる小冊子作成の必 俗世間における戒律実践の可能性が主題となっている。 (一八九○年)を中心としたテキストから考察する。 「若一念此十善を憶念すれば、 ならば三回、 な実践の枠組みから語られている。 具体的に仏教者は如何に日々の勤行や儀礼の枠 縦令一 十善業道経を拝読すべし」という。 念の十悪の罪悪あり」 「中品」 そこでは「余輩の如き、 それでも多忙な者は、 は十善会から出版されたことに窺えるよう はじめに雲照は、 日たりとも之を堅持すること能はず」と ここから窺えるようにその実践が読経 であれば二回、 『十善業道経』 一念の善根功徳あり、 の価値を強調している。 十善戒を持するため と述べ、 三帰宝戒と十善戒を 「下品」 俗務に奔走する者 0) さらにこの 「晨朝手面を洗 紙半葉の拝 「憶念」とい より具 は一回とし 特に後 ر د ر د 不体的 一念 度 .読 · 善 0

> 唱えよとしており、 に収録されている。 より体系化された 「十善戒自授 法 が に同書の 末

なわち、 法則」 れる あるといえるのであり、 てみられるのであり、 たるの道」 にとどまらない枠組みで活動していたことに求められるだろう。 真言」、「光明真言」、 れていた、 して当時、 「十善戒」を唱えるという三部により構成されているが、 作法諺詮』でも同じく早朝の勤行として、 接続していた。『十善戒法弁疑』 ら中期にかけての真言宗内における在家教化の体系化という営為と 側面を強調するものでもあった。 この雲照による在家に向けた十善戒の実践の整備は、 、は明治期に案出された真言宗内における各勤行法則にも共通 切省かれている。 『智山勤行式』においても同様である。 を踏襲しつつも、 雲照案出の十善戒実践の形式は、 「十善戒」に続く後半部の として、 真言宗で広く用いられた 仏教者の実践にとどまらない道徳の標準として 「宝号」、 これは彼の十善会が通仏教の立場から、 今日でも例えば真言宗智山派を中心に用 より戒律中心の体系へと再編成したもの その語りは 「和讚」、 の二年前に出版された、 「勤行法則」 次章以降で扱うように、 「発菩提心真言」、「三昧耶 回向 「懺悔文」、「三帰三竟」、 当時流布していた しかし形式上 が雲照公刊 において組み込ま 明治初 このスタ のもので の問題と 宗門 期 す

イル

は

さて、 ここで用いられた 「懺悔」 という伝統的実践 は、 先述 0)

 σ

(一八二八-一九〇七)による『通受懺悔手鏡』(蔵地真明、一八八一味のあるものではない。しかし真言宗内でも律僧・上田照遍『修証義』にも含まれており、当時に案出された在家実践として新

風の矯正と在家布教という二つの点で注目されていたといえる。雲出版している。このように、宗門において「懺悔」という実践は僧た覚鑁作と伝えられる「密厳院発露懺悔文」の註釈を一八八六年にた覚鑁作と伝えられる「密厳院発露懺悔文」の註釈を一八八六年ににいる。このように、宗門において「懺悔」という実践は僧の「世丘」に向けた懺悔の重要性が説かれている。

性がうまれていく。曰く、「受者心を致して、毎日三時又は朝昏にら罪を重ねてきた存在であった。ここに受者による「懺悔」の必要とってそもそも人は十悪を犯し得る者であり、果てしない過去世か三時に「懺悔文」を唱えることからその「作法」が始まる。雲照に

此懺悔の文を誦して、

滅罪を祈るべきなり」と。

照の

『受十善戒作法諺詮』では受戒者の一日は、

朝晩あるいは午後

りは、 るが 践のなかで語られるものであった。 疑 に留まるものではなく、 本章でみたように、 2如きは単に儀式に流るゝの観あり。 に 総じて単なる おいても、 「或は又云はん。 「持戒」 明治中期にかけて雲照が展開する十善戒の むしろ心のはたらきに着目した儀礼的な実 と「破戒」という二元的な実践 三帰宝戒を唱え、 この儀礼的側面は、 之を為すこと、 甚妙ならざ -善戒を唱ふ 『十善戒弁 0) 問 語 題

問題として展開していたのである。
問題として展開していたのであるとしつつも、「我が信ずるところれば、ただ黙誦すれば可能であるとしつつも、「我が信ずるところを行い、我が奉ずる所を唱ふ、何の恥づべきことか之あらん」としていた。すなわち雲照の儀礼論は「信」という側面と切り離せないるが如しと」という問答が想定されているように、雲照自身が自覚

法諺詮』においてその受戒の功徳や個人にとどまらない「世間」 位 の役割が強調されている。 在家の儀礼に取り入れられていったのであり、 係が問題となった同時期のコンテキストにおいて、 ずしも雲照独特のものではなかった。 行法則においても、「十善戒」 この戒律を唱える実践は、 の章においても見られ、 すなわち雲照は次のように述べる。 また同時期に公刊された真言宗内の勤 先述の『修証義』 を唱えることは、 むしろ、 仏教と国民道徳の関 例えば『受十善戒作 における「受戒入 共通しており、 戒律は積極的に

今此十善は、 免さざる所なり。 此十善戒は、 分を制し輪王も是に由て、 人は 向に護持せずして、 置て論ぜず。 人の人たるの道にして、 内徳を先として、 但法律上は 他に易行を求むべけんや。 若介爾も道徳因果の説を信ずる者にして 四海を治む。 外部に及ぼす者なり、 其外部を制して、 世間 誰 か是を難しとして、 の法律上にも、 内徳を問はず、 亦是れ法律の 撥無邪見

次章以降この問題を考究する

誰か此戒を難しとして、この戒を捨つべけんや

られる。 に 29 れるところである。 回答として示唆的であろう 広く見られたことは と結びつけながら、 意義を語ることは、 真言宗在家勤行法則和解』 九〇九) このように特に世 江戸中期の真言僧・慈雲以来の十善戒解釈が与えた影響も考え しかし、 が執筆し、 戒律を内面の領域に置きつつも、 その有用性を示すことが同時期の真言系僧侶に むろん、 一俗法との関係において、 真言宗内においても、 当時の国民道徳論争において仏教者が試みた 土宜法龍 (森江佐七、 かかる語り方は佐々木が指摘したよう (一八五四一一九二三) 一八八一年)などにも見ら 服部鑁海 十善戒の国家における 外形的には国家 が校正した (一八四六

歩間 められる。 て、 により用いられてきた さて、 それぞれに相応した誓いを毎朝立て、 一食頃、 雲照の『受十善戒作法諺詮』 を対比させながら十善戒の意義と優位性を語るのであり、 このときキーワードとなったのが、 半日頃 「易行」 日 であった。 夜、 七日間、 で定められた勤 十善を護持することが求 実際に雲照は 月間、 伝統的に浄土系教団 行では、 年間」 「念仏」と とし 云

第三章 「易行」としての戒律――「十悪」と「十善

門にとって、 デルとして大きな示唆を与えていく。 をも意味し、 同時に体系的な布教の手法を有さなかった曹洞宗や真言宗などの宗 り在家教化をおこなう一定の その二年後に教部省が解体されると、 いた。すでに触れたように、 すべく、その実践のマニュアル化とでもいうべき作業に取り組んで 前章でみたように、 後述のように真宗の有した在家教化の体系は一つの 如何に自らの実践のあり方を語りなおすかという課題 雲照は在家における十善戒儀礼の規 一八七五年に大教院が解散し、 「自由」 を与えられた。 各仏教宗派は独自の教義によ しかしこれ 範を確立 さらに は

する。 た『十善戒法易行弁』(以下『易行弁』、 による「易行」としての語り方の成立過程を一八八八年に公刊され 中の易行」としてのその戒徳が謳われている。 おいて明治一〇年代に雲照が作成した「十善戒和讃」 在家に向けて語ったのか、 理解では末法にそぐわない 本章から次章にかけて本論が考察するのは、 という問題である。 「難行」とされた 釈戒本)を中心として検 「戒律」 そこで本章では雲照 例えば、 雲照が伝統的な仏教 実践を如何に では、 真言宗内に 「万行

この時期の雲照は「明治一二年」の宗門改革に頓挫すると新天地

の冒頭において、 則 律思想を読み解く上で重要な地位を占める作品と推定される。 などの著作に繰り返し再録された事実から窺えるように、 おいて、ほとんど触れられなかった著作であるが、後の『仏教大原 協力下に果たされることとなる。 は翌年一八八九年、 雲照は一度失敗した仏教結社・十善会の再興に没頭しており、これ 言されるなど、 を求め東上し、 (経世書院、 宗門との溝は埋めがたいものとなっていた。 外護者の青木貞三から「十善戒宗」として独立を提 一八九三年)、『仏教大原理』(博文館、一九〇一年) 雲照は執筆意図を簡潔に次の如く述べる 教育家・沢柳政太郎(一八六五—一九二九)の 『易行弁』はこれまで先行研究に 雲照の戒 同時に 同

し、以て其惑を解かんと欲するなり。 は、持行せんこと難しと。今因て易行弁を著して、二三子に示け、持行せんこと難しと。今因て易行弁を著して、二三子に示十善は正法の根源にして、至善の法なりと雖ども、末代濁世に頃日東京に来りて、本戒の主義を拡張するに当り、又人有て云、

な障壁となっていた。そこで雲照は「十善は、人たるの道にして、依統的な教義面における課題と、その戒律実践自体の可能性は大きにたといえる。その上で「末代濁世には、持行せんと難し」として、といえる。との上で「末代濁世には、持行せんと難し」として、は、おいまでは、仏教結社としての十善会を拡張させるに当たり、

不殺生戒について、雲照は次のように述べる。 い場行であることを示すため雲照が採用したアプローチは、直接的が易行であることを示すため雲照が採用したアプローチは、直接的に「十善」実践そのものの容易さを示すのでなく、むしろその否定に「十善」実践そのものの容易さを示すのでなく、むしろその否定に「十善」実践そのものの容易さを述べることである。例えば形である「十悪」を犯すことの困難さを述べることである。例えばいるの生得に備はりたるの、善道なり」として、仏教者にとどま即ち人の生得に備はりたるの、善道なり」として、仏教者にとどまりの生活に対している。

を今、 就中、 罟殺具を計画するを用ひず、 きは、 其業を作しながら、 敏捷の方法を施すに非れば、 手足を労働し、 者あらず。然るを是を害し奪はんとするは、 となれば、凡そ一切の動物として、 人を殺さんは勿論、 不殺生戒の如きは、 作し易きことに非ずして、 今先づ不殺生戒に就て、 網罟殺具を準備し。 能く護持せらるこなり。 假令禽獣の類を殺害せんとするも、其心身 彼の心身を、 身泰然として、 之を獲ること能はざるべし。 其難易を弁ぜば、 甚だむつかしきことなり。 己が生命を、惜み守らざる 渠が虚を窺い、百方工夫し 労働するを須いず、 甚だ難きことなり。 本位に居し、 凡そ殺生の 何 網

いては、「安然として護持せられて、身を終るまで、其の憂いな不作為の問題として語るべきものであった。他にも「不妄語」にお右のように、雲照にとって十善の実践は、むしろ十悪の側からの

な快楽原則的な発想である。 嫉妬瞋悩恚害」などの感情を自然と忌避するはずであるという素朴 すなわち、 からして十善戒が易行であるのは自明であるとする。 に悩ませる にはある種の楽天的な人間理解が見え隠れするのはいうまでもない であるのに対して、 そこに如実に窺えるのは、 「労苦」を避けるものであり、 妄語を犯すならば 人は本来 そこから必然的に 「畏懼不安」 「身心」をいたずら むろん、 に陥ること 「貪欲 ر د ر د

意

7

体的 る営みと解した上で、 者間に共通して見出されるが、 という枠組みに依拠しながら心の働きと身体的実践の結びつきを語 7 た態度は る態度であろう。 『易行弁』において雲照は、 作用から戒律の易行性を明らかにすることを試みている それ以上に注目に値するのは、 原坦山 明治維新以降の仏教言説における「心」 (一八一九―一八九二) に代表される多くの仏教 この十善戒の普遍性を強調していた。 雲照もまた仏教を「心」の本源を探 心の働きに力点を置きつつもその身 伝統的な 身 を重視し П かくし 意

に 戒 『十善法語』 るといえる。 ある慈雲にも見られる。 (体の功徳とその意義が善悪因果説に基づき説諭しており) おいては雲照と共通している。 むろん、 十善戒を広く教化に用いようとする発想は雲照の先達で (一七七五年) 平易な言葉により、 しかし両者が突き当たった課題はやや異な を著した慈雲の場合は 『人となる道』(一七八一年 かし慈雲の著作では 十善戒 如何にし 0) この 有する Þ 点

> おり、 は実践)を模索していた時期である。 有力なモデルとなっていたといえる。 したように、曹洞宗教団では、 注目して、 化されることはなかったといえる。 本章が考察した明治中期は各宗門が、 ゃ 念仏による「他力」を在家教化法に用いることが、 浄土系教団が有した教義体系は布教上の 「難行・易行」という体系に依拠しつつも身体と心の関係に は本来的に戒律を実践できるのか、 実践を語る雲照の態度には大きな飛躍が窺えるのである。 僧侶における すなわち、 ジョン・ 在家に向けた言葉 という 「自力」 ロブレグリオが指摘 伝統的な 一つの参考とすべき 蕳 を強調しつつ い自 提起され 身 |体は (あるい 主 \Box 題

して 修即身成仏」を下根に光明真言による「一 寺の総会所に通いつつ、 確かである。 宗の安心にすべきと説かれている。 『密宗安心教示章』(服部鑁海、 わり後に講義録を公刊した別所栄厳 在は方法論的示唆を与えるものであった。 また真言宗でも 覚鑁以来の伝統的な実践と教学の理解が踏まえられているの では、 「易行」 光明 という語 しかし 真言の誦呪こそが、 明 前章で触れた服部 が用 治期の布教安心の確立者 その手法の習得に努めたように、 いられる。 一八八四年)では、 ここでは密厳浄土教思想の大成 「末世相応易衆易行の妙 (一八一四—— またこれは の『真言宗在家勤 密口唱往生浄土 例えば、 服部鑁海 上根に 他作自受の 九〇〇) 服部も出版に携 真宗の 行 が、 法 を真言 による 法 他力 則 本願

門を コンテキストにおいて広く用いられたものであった。 自 先の佐々木が教えるところである。また にしながらも、 0) 一八八七年)の如く、キリスト教批判とこれと連動する仏教改良の(型) 体は、 中 円了(一八五八-一九一九)の『真理金針続々編』(法藏館 の大他力」とも語られ、 「自力難行」、 同時代において仏教なるカテゴリーを語るに際して、 これを超えるものとして 浄土門を「他力易行」という二分法を用いた井 浄土系教団の 「対抗」 「難行・易行」という発想 「南無阿弥陀仏」を参考 が見られたのは、 聖道

あるというが、その具体的な内容は次章で検討する通りである。内で広く見られた試みである。しかし驚くべきことに雲照が『易行内で広く見られた試みである。しかし驚くべきことに雲照が『易行は外れるとされる実践と念仏の比較である。雲照によると十善戒ことが念仏にまさる「易行」であり、「文明」の社会に適した実践であるというが、その具体的な内容は次章で検討する通りである。このように、「自力・他力」あるいは「難行・易行」という二元

第四章 念仏と戒律の対比――易行としての十善戒実践

から論じる。他方で、『十善戒法易行弁』後半部において主題として十善戒の実践そのものが末法の世に可能であるかを心身の関係前章でみた通り、雲照は「易行」という言葉を用いつつ、如何に

務所、 なっ 仏 真宗を念頭に置きながら批判を展開する。 を廃毀するものあり」として、 るキリスト教徒と同様に「仏教宗の中只一 にあるといえる。 教」であるキリスト教のみならず n が確認されることである。 前 た著作である。 の雲照の思想において、 との対比である。ここで注意したいのは、 たのは、 一八八三年) 伝統的に浄土系教団におい すなわち雲照は、 同書に窺える雲照の宗教批判言説の特色は、 は当時、 浄土系教団、 例えば雲照の 隆盛を極めた排耶論の枠組みで執筆さ 神祇不拝的傾向を持つとされてきた 「内教」 本書の問答のなかで、 とりわけ真宗への対抗姿勢 『宗教邪正弁』(真言宗法 て「易行」とされた「念 仏の名号を称て余神余仏 である仏教に及ぶところ すでに 『易行弁』 外教であ 外 以

往生する事を得ずと説けり。の迷倒にして仏教の咎にあらず。観無量寿経に五戒八戒十善戒の迷倒にして仏教の咎にあらず。観無量寿経に五戒八戒十善戒一仏の名号を勧むるが為に他神他仏を毀謗するは自ら其布教者

て彼の か も少なくとも在家戒を守り正法を敬うべきという。 つた。 右のように雲照は 破 なおかつ戒律復興を唱える雲照にとって「一仏の名号」を 邪顕 正 0) 『観無量寿経』 対象となったのは、 を引きつつ、 キリスト教徒だけではな 真宗教団において この意味にお

対象――それが「対抗」であれ――であったといえる。勧めることで在家教化をおこなう浄土系教団は念頭に置かれるべき

引用 とす。 ある 次のように言う 時)に至るを、 と欲はば、 とする。 行」として強調するのが、 さて、 食の間の 百歩を行く時を、 すなわち、 十善戒の実践を 雲照は『易行弁』の後半部において、『未曾有因縁経』 「十善道を行ぜんと欲はば遅久なるを得ず。 当に三時を限るべし。 「中時」、そして「百歩を行く時」の「下時」の三つで 名づけて上時とす。 晨 (夜明け) 名づけて下時とす」。その上で雲照が 「上・中・ 百歩の間の護持である。 から食時 何をか三時と云う晨より食時 下 一食頃を経るを、 の三つの区分に分けるべき (八時頃) までの「上時」 すなわち雲照は 名づけて中時 十善を修せん 易 () を

の心の要期に、由る者なればなり。 心に貪瞋痴を制伏し、三宝に帰依する功徳、能く無量の悪業重 がは、能く行者をして菩提心を発し、漸漸に増長して、 がであることを得るは、所謂戒に、大小乗の別なく、受者 ができる。 はできる。 はでる。 はでる。 はでる。 はできる。 はでる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はできる。 はでる。 はでる。

という「極短時の持戒の功徳」により仏果を得られるとし、これをこのように雲照は、「受者の心の要期」を強調しつつ、その百歩

一十善」 以降、 た「乃至十念」を意識していることが考えられるだろう。 しば引用しつつ、浄土系教団の実践を批判しており、ここで説か 弁』において雲照は、 の相続」を対比させ、 「易行中の最も易行の法門」とまで述べるのである。『易行 「念仏易行門」 が比較され たのかが問題となろうが、 による「十念の相続」 問答が繰り返される。ここでなぜ「十念」と 『仏説無量寿経』 のいわゆる第十八願をしば と十善戒による 先述の『宗教邪 弁 云百 では 正

b, り」とする。 「強ちに十悪を制せず、 か、 の素懐」という趣旨では同 念仏に代わる実践として十善戒を掲げた雲照であるが、その のオルタナティブなものとして位置付けられるのである。 であるとする。ここから雲照の戒律論において、 に、 かという問いに対しても、 たとしても、後に十悪道を行うならば 「十善」に分があるとする。 時間的にはやや「十念」に分があるが、「行」そのものの容易さは その上で、両者の内どちらがより易行であるかという命題に対し、 「十善道修行の功力漸漸増長して、 という問いに対して、 本願を忘却して悪業を造る時は、 加えてこれは念仏においても、 品行を問はず、 彼は念仏においては、 悪業の罪が滅し終われば、 一であり、 さらに一 度、 差異化は図れないのではない 悪趣に堕ちるのであり、 「悪趣」 遂に成仏することを得るな 唯本願に任す」として次の 百歩間 浄土往生を遂げる以 に堕するのではない 十善戒は念仏実践 の十善行を相 十善戒と異なり、 「善趣」 かくして 同様 に還

ては、 当つて、吾仏教も亦十善を以て、品行を整粛し、現には文明の じて、彼の外教者、 を導き、 の痴民を誑誘し、妄に死後の冥福を求むる者にして、文明の民 其実効無きが為に、 今は則然らず。万国挙て、 死再生を期し難し。 の楽好に赴くを、 凡そ諸仏の教門に、 壇に適ひて、 社会を助け、 無知無行の者多く、 品行を問ふに遑あらず。 文明の国家を益する者に非ずと云に至る。此機会に乗 、歓喜の益あり。 冥には往生の素懐を遂げんこと、尤も世界楽欲悉 善巧方便とす。されば彼の昔時戦争の世に在 世界為人等の、 遂に仏教を目して、荒唐怪誕を説て、 故に臨終正念十念相続を、 亦品行を以て、 所謂国蠧師蟲の類にして社会に対して、 品行道徳を仰慕す。然るに方今の仏 故は凡軍陣に出没する者は、 国人を誘はんとす。 四悉壇の方便ありて、 彼時の相応とす。 是時に 物機 野蛮

は、十善戒こそが新たな実践の標準と断じられ、「国民道徳」の模とそして「道徳」をめぐる語り方である。すなわち、新たな社会でていた。ここから浮彫となるのが、雲照による「文明」と「野蛮」も、世界は変わりつつある。少なくとも明治中期の雲照はそう信じ戦乱の時代は過去のものとなり「道徳」を中心に据えた文明社会

としながら「末代濁世」という時代認識への乗り越えが図られるの索が胎動する明治中期において、「文明」や「道徳」をキーワード

である。

である。 助が可能であるとする。ここで雲照は仏教内部において、念仏とい う実践に優越するものとして、十善戒に中心的な役割を付与するの として用いることで「往生」の素懐を遂げながらも「文明」への扶 ん」として、「吾仏教」という語りの枠組みにおいて、十善戒を核 行を整粛し、現には文明の社会を助け、冥には往生の素懐を遂げ ていく。そこで雲照は「是時に当つて、吾仏教も亦十善を以て、品 なしながらも同時に参考とすべきモデルとして、自らを語りなおし ていた。このとき仏教者は、概してキリスト教を対抗すべき敵と見 いて、「道徳」を軸として、 ある。すでに雲照は明治一○年代以降に巻き起こった排耶論争にお 国人を誘はんとす」る仏教の危機と捉えていたことからも明らかで る文明の時代を「外教者」であるキリスト教徒が「亦品行を以て、 たことを意味しない。それは彼が しかし、これは必ずしも雲照が牧歌的な社会の到来を予見してい 「仏教」なる近代的なカテゴリーを語っ 「万国挙て、 品行道徳を仰慕す」

対外的な西洋の宗教言説を意識しつつ展開していたことを確認した戒を仏教の中核として仏教を語りなおしていく。最後にこの過程は、本章でみたように、雲照は念仏実践を対抗馬とみなしつつ、十善

語る。 論は、 作では たるを知るを得べきや」という問いである。 き、 の津田との邂逅以前から始動しているが、 雲照はこれを「天下真正の道徳」 理」である「因果」を篤く信じ「勉て十善を奉行」することである この方法により を求めたという。より具体的には 問 で津田は留学中に、 ている。 という課題とリンクしながら展開したのである。 る実践を説き、さらに互いの教義は排斥し合う性質を有するため るいは九宗を学んだとしても、 九〇三)と交わした「宗教」をめぐる対話を述懐している。 そこで雲照が提示した回答は、 いを受け、 護者の三浦梧楼 船上にて明治を代表する啓蒙学者・津 あるいは禅宗の用いる「直指人心、 同 「宗教」 「強ちに仏教の十善ということにもあらず」と述べられるよ 同法話において、 一時代における 十分に答えられなかった体験を語り、 なる言説枠とそれに相応するものとしての模索はこ 「仏教」 (一八四七―一九二六) 宅で開かれた法話を載 現地の友人から「日本宗教の教義如何」という 「仏教」 そのものを知ることは不可能であるという。 「西京」から東京へと向かう途にあると という近代的カテゴリー 各宗派は「念仏」や として「人の人たるの道」として 仏教を貫く「根本」としての 「何宗に依らば仏教の大意の何者 このように雲照の十善戒 見性成仏」など各々異な 対して雲照は :田真道 方、 雲照にその答え 「題目」、 (一八二九 同時期の を形成する 八宗あ 「真 「真 也

役割をも担いうるものとしても戒律実践を語り直していくのであるうに、同時に宗教的カテゴリーを踏み越えた「国民道徳」としての『『

l,

一八九二年公刊の

『十善戒和讚略解』

の序では、

八九〇年に

おわりに

以上、

本論では釈雲照を通して、

彼の十善戒思想が在家に向け

Ź

「安心論」や「和讚」、そして「勤行法則」の作成が急務となってお問治初期から中期にかけて、各宗は自宗の教義や実践を対外的に次のことが明らかになった。
明治初期から中期にかけて、各宗は自宗の教義や実践を対外的に次のことが明らかになった。
は礼と実践の枠組みにおいて構築される展開を考察した。総じてこ儀礼と実践の枠組みにおいて構築される展開を考察した。総じてこ

ながら展開する。とりわけ、 の独自性を窺うことができる や十善 展開した「百歩相続」 「安心論」や 語ることに追われていく。 八八八)などの同時期の仏教者には見られないものであり、 眀 一八八〇年代後半にかけての雲照の十善戒論もこの影響を受け 戒 に . 関 「和讚」、 心 を寄せ そして による十善戒実践は、 た大内 浄土門の念仏実践と対比しつつ雲照が 「勤行法則」 青 : 繕や の作成が急務となって 福 田 彼の先駆者である慈雲 行 誡 (一八〇九

て中心に語り直すという彼の営為と接続していたが、「外教」であこれらの活動は、「仏教 Buddhism」というカテゴリーを戒律とし

が教えるところであり、 観 0) 十善戒に優越 だろう。 がはやくも近世の真言僧間に見られたことは、 むろん、 るキリスト教や浄土系教団とくに真宗との対抗を窺うことができる。 易行」 への乗り越えが図られた。 実践は の役割を踏まえれば、 という側面から「光明真言」と「念仏」を対比させる試み 一方、 これは近代仏教における一つのロールモデルとしての 「戒律」 的地位を与える。 雲照の場合は「念仏」と「十善戒」を競わせながら が中心的地位を占めるべきだとし、 前近代との連続性を念頭に置く必要があ 必ずしも驚くべきことではない。 その上で 「文明」 仏教学者の上田霊城 の世における仏教 「末代濁世 しかし 「真 Ź

がら 同時に 見做されていくのである な様相を呈している。 しての戒律実践は心の働きという内面的な領域と結びつきながら、 ら展開したものであった。 実践の再編成 部 낖 さらに本論で考察してきたように、 とい を重視する「法律」 や 「百歩間 「儀礼」や う図式からも窺え、 信 相続の説 (さらには安心論の策定など)という、 という内面的領域がその戒律実践の不可欠な要素と 「勤行」として再編成がおこなわれるという複雑 この心の働きを重視する雲照の態度は、 を提唱に至るまでに先鋭化する。 Ł 換言するならば、 「内徳」 さらに 「受者の心の要期」 を先として外形を修める 明 5治中 ここでプラクティスと 期の戒律論は 多元的な側面 を重視しな ここでは 儀礼や 干 外 か

おいて、 場への反動として、「やはり意識と分離したかたちで身体的な感覚 おける 宗教概念にも当てはまるとしたのである。 が進んだという。 捉えるプロテスタンティズム的理解 とで主体を構築したが、 いない)では、 では西欧キリスト教と異なり、 中世カトリシズムの修道院生活やイスラーム(ただし、 なわち、 せた人類学者のタラル の磯前の指摘は、 に自己を埋没させていく例も多々見られてきた」と述べている。 う悪」としてとらえられるようになった一方で、 させたという。 ムはこの切断をもたらすとともに、 らない。 八間の意識と身体の切断に、 さて、 「ビリーフ」中心と「プラクティス」 『宗教の系譜』 そして近代日本に大きな影響を与えたプロテスタンティズ 次のことがいえそうである。 この考察から、二〇〇〇年代以降に展開した宗教概念論に ビリー この定着により、 その上で磯前は 一九九〇年代以降の宗教概念研究を大きく進展さ フとプラクティスの領域を重なり合わせるこ ・アサドの論が前提となったものである。 〔原著一九九八年〕を著したアサドによると (®) 意識と身体を相互排他的な二項対立として 近代の特徴を見出す態度の反映に他な 近代以降もこの 時には身体が ビリーフ中 この構図がそのまま近代日 が定着することで、 磯前順一 「切断」 の閑却をめぐる議論に によるとこの図式は 心の宗教概念を定着 「性的快楽へいざな 意識中心主義の立 はあまり進んで 両者の切断 イスラーム 1本の

だが、本論で考察したとおり、少なくとも雲照の戒律実践論を追

象が確かに見出されるのである。 ままプラクティスを排除するのではなく、二つの領域の併存する事 の 抽出し、それを近代日本宗教史に跡付けることが、そもそも可能な 提示した純粋に意識から切断されたプラクティスなる領域を定義 とき、ことに戒律という宗教的な身体的実践をめぐつては、 り合い」のなかにあり、 日 といえる。かくして戒律実践を意識と身体の重なり合いと見做した う限りでは、 かという難問に、 本における宗教言説の一 それは意識性の強い身体的実践として、 我々は直面せざるを得ない。 両者はむしろその結びつきを強めていった 側面として、ビリーフ中心の言説がその 換言すれば、 (, わば 磯前が 重 近代 な

註

- $\widehat{1}$ 居、二○○三年)、三四一三六頁 磯前順 『近代日本の宗教言説とその系譜 宗教・国家・神道』
- 2 末木文美士『近代仏教の思想・再考Ⅱ-大谷栄一『近代仏教という視座-二〇一二年)、三〇頁 ―戦争・アジア・社会主義』(ぺりかん 近代日本と仏教』(トランス
- 3 ビュー、二〇〇四年)、一七五頁
- 4 これについては碧海寿広「儀礼と近代仏教 《『近代仏教』一六号、二〇〇九年)、二七—二八頁参照。 『新仏教』の論説から」
- 5 『近世仏教論』 (法藏館、 二〇一八年)、二一頁
- 6 宗教学者の鶴岡賀雄によると「身体」と「宗教」の問題として、

うことはもはや陳腐であるとしながらも、 「デカルト的二元論」と呼ばれる心身論を「近代文明」批判の名にあげつら 宗教に不可欠な要素である「儀礼」と「戒律」は、 な問題にみえると指摘する 能な「心」と 「〈身体と言語〉 -聖なるものの場と媒体』 ゃ 「規律」という問題として問われるべき問題であるという(鶴 「体」から成るものと把握すること自体はほとんど普遍的 序論」 (池上良正・他編『岩波講座宗教五・言語と身体 (鶴岡「〈身体と言語〉序論」、三―四頁 岩波書店、 それでもなお人間を互いに分離 狭義の宗教の枠を超え 一二頁)。

尚 た

- (7)「十善戒」、あるいは「十善業道」(daśa-kuśala-karma-patha)は、 瞋恚、不邪見」の十の戒律を指す。 「不殺生、不偸盜、不邪淫、不妄語、 不悪口、 不両舌、不綺語、不貪欲、 具体的に、 · 不
- 8 仏教』、佼成出版社、二〇一一年)、一六七―一七〇頁を参照。 在家仏教」(末木文美士ほか編『新アジア仏教史一四、日本Ⅳ 島薗進「国民国家日本の仏教―― 「正法」 復興運動と法華=日蓮主義系 近代国家と
- 9 教をめぐって」(『日本思想史学』五一号、 この問題については拙稿「近代という窮地 二〇一九年)を参照 戒 なき時代の Ė 本仏
- $\widehat{10}$ の心を失っている者が多数を占める」ことを知ったとし、その運動の葛藤 主張であるところに限界が存在したという(池田英俊『明治仏教教会・結 存在の無常性、 に注目している。 泰斗である池田英俊は、 社史の研究』(刀水書房、 これは雲照をめぐる研究においても同様である。例えば近代仏教研究の に努めようとして破戒に悩む者、 依存性あるいは有限性などの自覚を度外視した、 ただし、 彼が後述の結社・十善会を拡張するにあたり、 一九九四年、 池田によると結局のところ雲照の対応は、 生計の逼迫や情念にさいなまれて受戒 三五四—三五五頁 持
- 繋全宜『釈雲照』(全三巻、徳教会、一九一三年)がある。 著作を踏まえて雲照の生涯をまとめた。 雲照の評伝・伝記として吉田敏雄 『釈雲照』(文芸社、 一九〇二年)、草 本章ではこれ

11

- (12) 先述の慈雲尊者飲光とは別人である。
- 「其盛運を妬む者」等の理由で語っているが詳しくは明らかにされていない(3) 草繋『釈雲照・上』(九二頁)では、このときの停滞を「時代の潮流」や
- (4) 林淳「近代仏教の時代区分」(『季刊日本思想史』七五号、二○○九年)
- (15) 『修証義』の成立過程についてはその嚆矢として、岡田宜法『修証義編纂史』(佐々木書院、一九四一年)がある他、山内舜雄『道元禅の近代化過程』史』(佐々木書院、一九四一年)がある他、山内舜雄『道元禅の近代化過程』史』(佐々木書院、一九四一年)がある他、山内舜雄『道元禅の近代化過程』のたわいた。 Hererodox, Hererical: Defining Doctrinal Boundaries in Meiji-Period Sōtō Zen." Bochumer Jabrbuch Zur Ostasienforschung: Bochum Yearbook of East Asian Studies 33 (2009) などがある。
- 二三〇一二三四頁。 著『在家勤行法則和解』を中心として」(『現代密教』二二号、二〇一一年)、(16) 佐々木大樹「近代における「在家勤行法則」の成立と構造――服部鑁海
- (17) 雲照『十善戒弁疑』、一一二頁。
- 雲照『十善戒弁疑』、二—三頁。

18

- (19) 雲照『十善戒弁疑』、一〇頁。
- における「在家勤行法則」の成立と構造」の二三三頁を参照。(20) 明治初期から中期に案出された勤行法則の構成については佐々木「近代
- ず、さらなる検証を要する。 いることに窺えるように雲照の構想に和讃は完全に除かれていたとは言え(21) もっとも一八九二年に『十善戒和讃略解』を仏教婦人協会から公刊して
- 版し、児童に向けた勤行を定めることで、その体系化を進めている。2) さらに雲照は、『十善学童日用行法略軌』(花桝峻崖、一八九〇年)を出
- (23) 照遍『通受懺悔手鏡』、二頁。
- 報』四五号、二〇〇二年)を参照。立と真贋については桑原康年「『密厳院発露懺悔文』の一考察」(『豊山学立と真贋については桑原康年「『密厳院発露懺悔文》,一八八六年)その成

- (25) 雲照『受十善戒作法諺詮』、四頁。
- (26) 雲照『十善戒弁疑』、一一頁。
- (2) 服部鑁海『真言宗在家勤行法則和解』(森江佐七、一八八一年)、四丁表裏(27) 雲照『受十善戒作法諺詮』、七八―七九頁。
- 著『在家勤行法則和解』を中心として」(『現代密教』二二号、二〇一一年)、(2) 佐々木大樹「近代における「在家勤行法則」の成立と構造――服部鑁海
- Lobreglio 2009, pp. 84-85

|三七-二三八頁

30

- 教』、不二出版、二〇一七年)を参照。(31) もっとも江戸期において「法談」、「働化」、「談義」、「唱導」、「説教」を確立させていくプロセスは直行っていた真宗教団が近代に入り「布教」を確立させていくプロセスは直行っていた真宗教団が近代に入り「布教」を確立させていくプロセスは直
- (32) 雲照『十善戒法易行弁』、二頁。
- (33) 末法思想について雲照は後に『末法開蒙記』(目白僧園、一八九六年)において、最澄の手によるとされる『末法灯明記』(八○一年頃成立)は偽作おいて、最澄の手によるとされる『末法灯明記』(八○一年頃成立)は偽作お、末法思想について雲照は後に『末法開蒙記』(目白僧園、一八九六年)に
- 慈雲の『人となる道』(一七八一年成立)の延長で考えるべきであろう。(34) 雲照『十善戒法易行弁』、三頁。むろん、雲照の「人」をめぐる語り方は、
- (35) 雲照『十善戒法易行弁』、五一六頁。
- 雲照『十善戒法易行弁』、八頁。
-) 雲照『十善戒法易行弁』、八―九頁。

 $\widehat{37}$ $\widehat{36}$

二〇一二年)、六六頁を参照。(38) オリオン・クラウタウ『近代日本思想としての仏教史学』(法藏館

- 39 については拙稿「戒律と近代」 『密宗安心義章・下』、 『文芸研究』一八五集、二〇一八年)を参照されたい 「仏教ノ正宗ハ法性ノ真理ヲ極メ自心ノ本源ヲ明ムル以テ宗トス」 真言宗法務事務所、 - 釈雲照における初期十善戒思想の展開」 一八八三年、 二四頁)。 (雲照
- 40 Lobreglio 2009, pp. 86–87
- $\widehat{41}$ 服部『真言宗在家勤行法則和解』、三七丁表
- $\widehat{42}$ 服部『真言宗在家勤行法則和解』、六〇丁裏
- $\widehat{43}$ が浄土教教団で用いられた枠組みを利用しつつ自らを語りなおすプロセス 佐々木は浄土系教団との対抗を強調するが、本論では真言系の仏教者たち に注意を払いたい。 佐々木「近代における「在家勤行法則」の成立と構造」、二五五頁。
- $\widehat{44}$ これについては多くの研究が蓄積されてきたが、 七四一一八一頁を参照されたい。 −日本近代の先駆者の生涯と思想』(教育評論社、二○一六年)、 例えば三浦節夫『井上
- $\widehat{45}$ 論として政教社の設立者の一人である辰巳小次郎 例えば同時期において「浄土門・聖道門」という図式を用いた仏教総合 『仏教興廃論』 一八八八年)などがある。 (大和屋書舗、 一八八七年)、 田島象二『仏教滅亡論』 (一八五九一一九二九) (其
- 46 雲照 『宗教邪正弁』、 一二——三頁
- $\widehat{47}$ 『十善戒法易行弁』、 一一——二頁
- $\widehat{48}$ 雲照『十善戒法易行弁』、 一四—一五頁
- $\widehat{49}$ $\widehat{50}$ 雲照『十善戒法易行弁』、 一七一一八頁 一六一一七頁

雲照『十善戒法易行弁』、

 $\widehat{51}$ 行ずるも、 る時は、能く往生の素懐をも遂ぐとならば、彼念仏を勧むるも、 をも遂ぐべし。今此十善も、 「十念も、専心一念に、本願を憶念して、 同一揆に帰して、 更に異趣なきに似たり、 一心専念に、十善を憶念して、本願を忘れざ 忘れざる時は、 されば、 今何ぞ更に 此十善を

 $\widehat{63}$

- 此易行門を主張することを須ひんや(雲照『十善戒法易行弁』一九−二○
- 雲照『十善戒法易行弁』、二〇一二一頁

頁

- 門改革期の釈雲照」 国民道徳と戒律主義の問題については拙稿「戒律主義と国民道徳 (『近代仏教』二五号、 二〇一八年)を参照 宗
- 雲照『十善戒和讚略解』、三頁

54

55

 $\widehat{53}$ $\widehat{52}$

- 雲照『十善戒和讃略解』、 四一五頁
- 雲照『十善戒和讃略解』、一二頁。

 $\widehat{56}$

57

- らもたらされた言葉として「レリジョン(ママ)」という語を意識的に用い つ、宗教を論じている(四丁表)。 例えば雲照『大日本国教論』(森江書店、一八八二年) ではすでに西洋
- 雲照『十善戒和讃略解』、二頁

 $\widehat{58}$

- 59 一〇一八年)を参照 これについては、 教史のキーワード 三一二一頁)、同 碧海寿広『近代仏教のなかの真宗』(法藏館、二〇一四 「真宗中心史観(近代仏教)」(大谷栄一・他編『日本 近代主義を超えて』慶応義塾大学出版会
- $\widehat{60}$ 九七二年)。 上田霊城「近世真言宗の庶民教化 -来世信仰」(『密教文化』九九号
- 61 の新仏教運動』吉川弘文館、 点を見出した仏教者が存在したことに留意すべきである(池田英俊 相的な次元から捉えられた末法観を超克して」、 もっとも当時の戒律復興論者には浄土宗の学僧・福田行誡のように、 一九七六年、 九〇頁 口称念仏と戒律実践の接合 『明 「教
- 62 磯前順一『宗教概念あるいは宗教学の死』(東京大学出版会、二〇一二年)
- Encyclopedia of Religion, vol. XI, ed.by Mircea Eliade. (New York: Palgrave Macmillan /ティスという二元的な構図自体はすでに Winston L. King. "Religion" In: *Th* ただし、 伝統的な西洋文化としての宗教概念に根差したビリーフとプラ

1987) などで示されていた。

根拠と訓練』(中村圭志訳、岩波書店、二〇〇四年[一九九三年])。(6) タラル・アサド『宗教の系譜――キリスト教とイスラムにおける権力の

謝辞 本研究はJSPS科研費 JP19J21102の助成を受けたものです。